

前橋市入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等対応要領

(目的)

第1条 この要領は、前橋市が行う入札・契約事務に関し、職員が受ける不当な情報提供要求及び不当な働きかけへの対応について必要な事項を定め、情報の共有化により組織としての適切な対応を徹底するとともに、入札・契約事務の公平性及び透明性のより一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札・契約事務 建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等並びに物品の購入、製造及び役務等業務に係る入札・契約並びにこれらに関連する事務をいう。
- (2) 不当な情報提供要求 入札・契約に係る次に掲げる情報のうち、公表されていないものの提供を職員に対して要求する行為をいう。
 - ア 一般競争入札の入札参加申込者の名称又は数
 - イ 指名競争入札の指名業者の名称又は数
 - ウ 予定価格（事前公表しているものを除く。）
 - エ 最低制限価格
 - オ 低入札価格調査基準価格
 - カ その他入札・契約に関する秘密に属する情報
- (3) 不当な働きかけ 職員に対して入札の公正を害する行為又は公正な契約事務の確保に関して不適当な行為を行うことを要求することをいう。
- (4) 不当な情報提供要求等 不当な情報提供要求及び不当な働きかけをいう。

(不当な情報提供要求等への対応)

第3条 職員は、不当な情報提供要求及びその疑いのある要求に対しては、回答してはならない。

- 2 職員は、不当な働きかけ及びその疑いのある行為に対しては、可能な限り複数の職員で対応するものとする。
- 3 職員は、不当な情報提供要求等又はその疑いのある要求等を受けたときは、相手方の氏名、連絡先等を確認し、不当な情報提供要求等記録簿（様式第1号。以下「記録簿」という。）を作成するものとする。ただし、不当な情報提供要求等が前橋市不当要求行為対策要綱（平成17年2月15日伺定め。）第2条に規定する不当要求行為等に該当する場合は、当該要綱に定めるところによる。
- 4 職員は、他の職員が不当な情報提供要求又は不当な働きかけに関与している事実を知ったときの対応は、前橋市職員等の公益通報に関する要綱（平成23年1月7日伺定め。）に定めるところによる。

(記録及び報告)

第4条 職員は、不当な情報提供要求等又はその疑いのある要求等を受けたときは、速やかに記録簿を作成し、所属長に報告しなければならない。

- 2 職員は、記録簿の作成にあたっては、事実に基づき正確に記載するものとする。

- 3 所属長は、第1項の規定による報告を受けたときは、当該報告を行った職員にその内容を確認し、必要に応じて、不当な情報提供要求等又はその疑いのある要求等を行った者への事実確認を行うものとし、その上で記録簿を契約監理課長に送付するものとする。
- 4 契約監理課長は、前項の規定による報告を受けたときは、前橋市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の委員長（以下「委員長」という。）に報告するものとする。
- 5 委員長は、前項の規定による報告を受けたときは、委員会を招集し、その内容が不当な情報提供要求等に該当するか否かを判断するものとする。

（公表等）

第5条 契約監理課長は、委員会が不当な情報提供要求等に該当すると判断したものについては、その結果を当該所属長へ通知するとともに、不当な情報提供要求等一覧表（様式第2号）を作成し、随時、ホームページに掲載する方法で公表するものとする。

- 2 市長は、不当な情報提供要求等を行ったと認められる者が、前橋市建設工事等業者指名停止措置要綱（平成6年3月29日伺定め。）第1条に規定する有資格業者又は前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱（平成18年3月31日伺定め。）第1条に規定する有資格業者であるときは、情報入手の有無にかかわらず、これらの要綱に基づいて当該有資格業者に対して指名停止の措置を行うものとする。

附 則

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

